

官報号外

昭和四十年八月十一日

○第四十九回 参議院会議録第四号

昭和四十年八月十一日(水曜日)

午後十時五十三分開議

○議事日程 第六号

昭和四十年八月十一日

午後一時開議

第一 岩手県の水害救済対策に関する請願

第二 東京法務局文京出張所における商業登記

職員定数の標準等に関する法律の一部改正

事務取扱に関する請願(二件)

第三 公立高等学校の設置、適正配置及び教

第一 岩手県の水害救済対策に関する請願

第二 東京法務局文京出張所における商業登記

職員定数の標準等に関する法律の一部改正

事務取扱に関する請願(二件)

第四 義務教育管理下における児童生徒の学業

災害補償に関する請願

第五 小中学校事務職員設置わくの拡大に関する請

る請願

第六 千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願

第七 新潟大学農学部畜産学科設置に関する請願

第八 小型船造船業の登録制度確立に関する請

願(二十三件)

第九 国鉄中央東線(諫訪辰野経由塩尻間)の複

線早期着工に関する請願

第一〇 磐越東線の輸送力増強に関する請願

第二五 下請代金支払遅延等防止法の一部改正
に関する請願

第二六 東西貿易の促進に関する請願

第二七 東京都町田市町田郵便局局舎新築に關する請願(三件)

第二八 東京都立川市立川郵便局局舎新築に關する請願(二件)

第二九 東京都立川市立川郵便局局舎新築に關する請願(三件)

第三〇 東京都福生町福生郵便局局舎新築に關する請願(二件)

第三一 東京都武蔵野市武蔵野郵便局局舎新築に關する請願(二件)

第三二 東京都日野市日野郵便局局舎新築に關する請願(三件)

第三三 東京都青梅市青梅郵便局局舎新築に關する請願(二件)

第三四 東京都国分寺市国分寺郵便局局舎新築に關する請願(二件)

第三五 東京都国立町国立郵便局局舎新築に關する請願(二件)

第三六 県道一宮大垣線にかかる濃尾大橋渡橋料金の減額改定に關する請願(二件)

第三七 海岸浸食防止恒久対策の強化促進に關する請願(二件)

第三八 東北高速自動車道の早期着工等に關する請願(二件)

第三九 阿武隈川の一級河川指定に關する請願

第四〇 地方行政水準の向上と地域格差是正のための建設公債発行に關する請願(二件)

第一 本日の会議に付した案件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

二、裁判官彈劾裁判所裁判員、同予備員、裁判員、検察官適格審査会委員、同予備委員、北海道開発審議会委員、積雪寒冷単作地帯振興審議会委員、鐵道建設審議会委員、国土総合開発審議会委員、日本ユネスコ国内委員会委員、湿地單作地域農業改良促進対策審議会委員、飼料需給安定審議会委員、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員、離島振興対策審議会委員、中央青少年問題協議会委員、畑地農業改良促進対策審議会委員、首都圈整備審議会委員、国土開発総合自動車道建設審議会委員、東北開発審議会委員、台風常襲地帯農業改良促進対策審議会委員、九州地方開発審議会委員、四国地方開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員、中国地方開発審議会委員及び豪雪地帶対策審議会委員、九州地方開発審議会委員、一、国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(海外移住審議会委員、壳春対策審議会委員、在外財産問題審議会委員、蚕糸業振興審議会委員、畜産物価格審議会委員及び甘味資源審議会委員)

二、公正取引委員会委員の任命に關する件

三、議員小林章君の議員辞職勧告に關する決議案(北村暢君外二名免議)(委員会審査省略要

求事件)

第四二 発電水利使用料の下流増に関する請願

第一 本日の会議に付した案件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

二、裁判官彈劾裁判所裁判員、同予備員、裁判員、検察官適格審査会委員、同予備委員、北海道開発審議会委員、積雪寒冷単作地帯振興審議会委員、鐵道建設審議会委員、国土総合開発審議会委員、日本ユネスコ国内委員会委員、湿地單作地域農業改良促進対策審議会委員、飼料需給安定審議会委員、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員、離島振興対策審議会委員、中央青少年問題協議会委員、畑地農業改良促進対策審議会委員、首都圈整備審議会委員、国土開発総合自動車道建設審議会委員、東北開発審議会委員、台風常襲地帯農業改良促進対策審議会委員、九州地方開発審議会委員、四国地方開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員、中国地方開発審議会委員及び豪雪地帶対策審議会委員、九州地方開発審議会委員、一、国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(海外移住審議会委員、壳春対策審議会委員、在外財産問題審議会委員、蚕糸業振興審議会委員、畜産物価格審議会委員及び甘味資源審議会委員)

二、公正取引委員会委員の任命に關する件

三、議員小林章君の議員辞職勧告に關する決議案(北村暢君外二名免議)(委員会審査省略要

求事件)

昭和四十年八月十一日 参議院会議録第四号 議長の報告

- 一、昭和四十年度一般会計補正予算(第1号)
一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
一、母子保健法案(第四十八回国会内閣提出、第四十九回国会衆議院送付)
一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第一乃至第四二の請願及びかぜ薬の配合基準に関する請願外六十件の請願
一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

全般的検討を加えるとともに人権侵犯その他個々の重要な問題について適切な措置を講ずることを目的とする。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和四十年八月三日

参議院議長 重宗 雄三殿 法務委員長 和泉 健 調査承認要求書

一、事件の名称 國際情勢等に関する調査

一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究し、國際情勢の把握につとめる。

一、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取するとともに資料を収集し、且つ、必要に応じては現地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和四十年八月三日

外務委員長 寺尾 豊 参議院議長 重宗 雄三殿 調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査

一、目的 稅制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。

一、方法 関係方面から意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行なう。

一、期間 今期国会開会中

参議院議長 重宗 雄三殿

調査承認要求書

の処理経過

事件の名称 予算の執行状況に関する調査

目的 予算の執行状況について調査し、今

後における予算審査に資する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十九回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

文部省初等中等教育局長 齋藤 正君

文部省管理局長 天城 敏君

文部省初等中等教育局長 松雄君

文化財保護委員会事務局長 岸田 幸雄君

文化財保護委員会事務局長 光村 基助君

文化財保護委員会事務局長 森 元治郎君

文化財保護委員会事務局長 金丸 富夫君

文化財保護委員会事務局長 野上 元君

文化財保護委員会事務局長 田代富士男君

文化財保護委員会事務局長 岸田 幸雄君

文化財保護委員会事務局長 野上 元君

科学技術振興対策特別委員会 理事 江藤 智君

災害対策特別委員会 である。

理事 江藤 智君

理事 稲浦 鹿藏君

理事 森部 隆輔君

理事 中村 英男君

理事 白木義一郎君

理事 鈴木 亨弘君

理事 小林 篤一君

理事 小野 明君

理事 大河原 一次君

理事 鬼木 勝利君

理事 松澤 兼人君

理事 濱谷 英行君

理事 梶木 光教君

理事 大谷藤之助君

理事 楠谷 蘭人君

理事 小林 武治君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

理事 楠谷 蘭人君

理事 松澤 勝保君

理事 吉江 勝保君

理事 松本 賢一君

理事 多田 省吾君

理事 小林 武治君

同日内閣から左の報告書を受領した。

第47回国会参議院において採決された請願である。

同日特別委員会において当選した理事は左の通り

議案が提出された。

昭和四十年八月十一日 参議院会議録第四号

議長の報告書

五

杉山善太郎君

る件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(海外移住審議会委員、壳春対策審議会委員、在外財産問題審議会委員、委員会審査省略する件(海外移住審議会委員、壳春対策審議会委員、在外財産問題審議会委員及び甘味資源審議会委員、資産物価審議会委員及び甘味資源審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、旧軍港市転換法第六条第四項の規定による件(海外移住審議会委員、壳春対策審議会委員、在外財産問題審議会委員、委員会審査省略する件(海外移住審議会委員、壳春対策審議会委員、在外財産問題審議会委員及び甘味資源審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、海外移住審議会委員、壳春対策審議会委員、在外財産問題審議会委員(海外移住審議会委員及び甘味資源審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

昭和四十年度補正予算(第1号)は、今春、国際要要求書を付して、議員小林喜君の議員辞職勧告に関する決議案が提出されました。

本案は、発議者要求のとおり、委員会審査を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 少数と認めます。よって、本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 少数と認めます。よって、本件の委員会審査は省略しないことに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 少数と認めます。よって、本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 少数と認めます。よって、本件に同意することに賛成の諸君の起立求めました。

昭和四十年度補正予算(第1号)は、今春、国際通貨基金の増資が決定され、あわせて国際復興開発銀行も増資することになったのに伴い、これら両機関に対する追加出資に要する経費を計上いたしましたのであります。これが財源といたしましては、日本銀行特別納付金及び外国為替資金からの受け入れ金を充てることといたしております。この結果、昭和四十年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも三兆六千七百九十六億円となります。

予算委員会におきましては、七月三十一日、福田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、八月七日、衆議院からの送付を待つて、本日まで三日間にわたりて、佐藤内閣総理大臣並びに閣僚各大臣に対し、質疑を行ないました。

まず、補正予算に直接関連する問題としましては、「最近IMF体制の再検討が問題となつてゐるが、わが国はこれに対しどのように態度で臨もうとしているのか、政府の方針を開きたい。」との質疑に対し、政府から、「国際通貨機構の問題は、真剣な論議の対象となつてゐるが、わが国としては、金の保有が少なく、金に直結するような新方針は不利であるので、わが国の利益とも合致するような方向で対処する必要がある。今秋のIMF総会までには、わが国としての基本的な考え方をきめたい」との答弁がありました。

外交問題について申し上げますと、ベトナム問題について、「総理はベトナムの平和的解決に全面的な努力と協力を惜しまないと述べていて、紛争終結のために何らの努力もなされていないのではないか。眞にベトナムの平和的解決を願うならば、話し合いの条件をつくるために、具体的に、米国に対し、長期にわたる北爆停止なり、ジネーブ協定の尊重等を提案すべきではないか。ま

た、日本の発言を効果あらしめるためには、北ベトナムを承認することが必要と思うが、承認する考えはないか」などの質疑がありました。これに對し、佐藤内閣総理大臣及び椎名外務大臣より、「政府は、あらゆる機会をとらえて、ベトナムの平和的解決のために、当事者が無条件で話し合ひに入ることを提唱している。北爆あるいは北からの侵襲の停止ということは、話し合いの結果出てくるものであつて、前もつて条件をきめて話し合うことはむずかしい状態にある。しかし、話し合ひを行なうという世論も高まつてきているので、時期を見て平和的解決への努力をしたい。また、いま北ベトナムを承認することは考えていない」との答弁がありました。

また、日韓問題につきましては、「日韓条約に

合法的政府である。したがつて、その管轄権は休戦ライン以南に限られ、北朝鮮には言及されていない」との答弁がありました。

次に、経済問題につきましては、当面の不況対策及び公債発行問題に論議が集中いたしました。

戦争の敗戦を経て、政府は、当面の歳入補てんのためと、来年度

過剰投資と、放漫財政がこれを助長した結果であつて、政府は責任を感じないのか。政府は不況克服というが、どの程度経済指標の回復をメドにしているのか。中期経済計画はたな上げにするのか。また、公債発行は戦後一貫してとられてきた健全均衡財政政策の大転換である。政府は納得のいく説明をせよ。健全な公債と赤字公債とはどうが違うのか。公債発行は、たとえ市中消化された場合も、担保として信用膨張の原因になり、インフレにつながる。公債発行の前提として、長期的財政計画、資金計画を出すべきではないか。さらに、公債政策を導入する場合、物価の安定を確保することが前提条件だと政府も言つてはいるが、政府は具体的な物価対策は何もないではないか。公共料金、消費者米価も上昇するのではないか」など相違がある。これは全く異例な事態であるが、政府はこのまま批准を推進しようとするのか」など韓国との批准国会における答弁との問題には重大な相違がある。これは全く異例な事態であるが、政府はこのまま批准を推進しようとするのか」など大臣、椎名外務大臣から「日韓条約は、日韓両国の意見が一致して調印したものである。韓国における条約の解釈説明には了承得ないものがあるようであるが、批准国会までには明確にしたい。

日韓条約に対する政府の統一見解は、竹島については、日韓間の紛争として残されている。したがつて、交換公文に言う両国の紛争とは竹島問題をさしている。李ライアンについては、漁業協定発効の曉には、漁業協定のみによつて律せられるから、日本にとっては存在しなくなる。管轄権については、韓国政府が、一九四八年の国連総会決議一九五号の二の意味において、朝鮮における唯一の

合法的政府である。したがつて、その管轄権は休戦ライン以南に限られ、北朝鮮には言及されてい

たのであるが、発行にあたつては、資金需給の見

通しをつけた上で、さらに目的、方法等をも規制

し、信用膨張にならないようにしたい。長期にわ

たって財政をどのように運営するかという計画はむずかしいが、政府の考え方を国民にわかるように

していただきたい。さらに、現在の物価上昇は、高度成長に伴う諸種のひすみによる構造的要因が作用

しております、ひすみは正が長期にわたつて物価を安定させることになるのである。公共料金等につい

ては、政府の物価対策の線に沿うて、値上げの時期、緊急度を検討し、慎重に対処していただきたい」との答弁がありました。

その他、質疑の詳細は会議録によつて御承知願

いたいと存じます。

かくて、本日をもつて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して藤田委員

が反対、自由民主党を代表して米田委員が賛成、

公明党を代表して鈴木委員が反対、民主社会党を

代表して向井委員が反対、日本共産党を代表して

春日委員が反対の旨、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託

されました昭和四十年度一般会計補正予算(第1号)は、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に對し、討論の通告がござります。順次發言を許します。藤田進君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 私は、日本社会党を代表いたしました

国家資金の配分、労働の需給等、バランスのとれ

て、昭和四十年度一般会計補正予算(第1号)に対しまして、時間の都合で、三点にしほつて反対の

討論を行なわんとするものであります。

その第一の理由は、この補正予算自体は、一見

いたしまして、きわめて事務的、手続的なものに

すぎない、といったような見方の方も多いと思う

のであります。しかし、このたびの国際通貨基金の

増資は、基本的には、現在国際経済が当面する最も

重大な問題であるところの国際通貨問題の一環であるということを、銘記する必要があるので

あります。この認識を欠除して、今回の補正予算を、ただ国際通貨基金の増資に伴う事務的な予算

措置にすぎないとして簡単に片づけることは、断然

して許されないのであります。現在の国際通貨機構については、大別して、現状維持論と改革論との二つがあるのであります。改革論について

は、各国からさまざまの提案がなされておりますが、この問題をめぐつての最も顕著な対立が、

アメリカとフランスの意見の相違にあることは、周知のとおりであります。現在の国際通貨機構、

すなわちIMF体制は、アメリカの国内通貨であるドルを国際通貨に擬制いたしまして、そのドル

によって国際流動性を供給するという制度であります。このことは結局、ドルを基軸とするIMF

体制そのものの動搖が避けられないという、致命

的欠陥を持つているのであります。今回のIMFの増資もまたドル防衛の一環と言えるであります

よう。もしこのドル防衛が成功して、アメリカ

の国際収支が急速に改善されていくということになりますと、今度は再びドル不足となつて、国際

流動性に対して強いデフレ効果を及ぼさざるを得ないのであります。ここに現在のIMF体制の教

いがたいジレンマが存在すると言わなければなり

11 官 報 (号 外)

の国際通貨制度に変更を加えることなしに、IMF体制の強化によつて、国際流動性の增强はかるらとするところにあるのであります。政府には、この国際通貨機構の改革問題について、何らの定見もなければ、具体案もないのでありまして、わが国経済に重大な關係のあるこの根本的な問題について、わが国独自の明確な見解なしに、ただ漫然と、無定見、無方針に国際通貨基金の增资に同調し、ただ事務的手段的にそのための予算措置を行なおうとする政府のやり方は、不見識もはなはだしいと言わなければなりません。

次に、反対の第二の理由は、国際通貨基金の機能に関連したものであります。国際通貨基金は、国際収支の一時的不均衡を是正するために必要な对外決済手段を供与することによって、国際通貨制度の安定と、世界貿易の拡大をねらつたものであります。が、同時に、加盟国はこれによつて、国内均衡を破壊することなしに、国際収支の均衡を回復し得るという便宜と安心感とを与えられているのであります。わが国は過去におきまして、今回もIMFから資金の融通を受けていたのであります。が、いざれも景気過熱のため国際収支の危機を招き、応急措置として、国際通貨基金の便宜を利用したのであります。国際収支の危機に際して、国際通貨基金の融資を受けて、その危機を切り抜けるということは、そのこと自体は、これについての論議は別といたしましても、ただ国際收支が悪化いたしました、国際通貨基金を利用するれば、いつでも危機を切り抜けられるという安全感のもとに、放漫な財政金融政策をとることがことは、もとより言語道斷と言わなければなりません。国際通貨基金の援護を頼みとしつつ、野方

國な高度成長政策を統けた結果が、設備投資の累増による供給力の過度の増大をもたらし、ついに今日の懲たんたる経済不況を招来するに至つたのであります。政府は不況対策として、すでに歳出や財投融資の繰り上げ支出、歳出留保の解除、財投融資計画の追加、政府関係中小企業向けの金融機関の金利引き下げ、これらのはか、長期対策として、公債の発行と大幅減税を行なうとの方針を決定したのであります。特にこの際、公債発行に踏み切つたことは、わが國財政政策の注目すべき大転換であります。長期計画としての公債発行は、企業や家計の蓄積にたよるようにするという方針を明らかにしているのであります。公債発行についてのこの程度の態度、方針では、とうてい公債発行の有効な歯止めとなり得ないことは明らかであつて、当面はともかくとして、やがて、とめどのない公債発行からインフレを引き起こす公算がきわめて大きいと断ざざるを得ないのです。(拍手)今回の国際通貨基金の增资によって、わが国の同基金からの借り入れ能力も大幅に増加するが、その結果、すでに述べましたように、放漫な財政政策、野方図な公債政策をとるようなことが、もしあるとすれば、取り返しのつかない事態になることは必至であります。現在の時点では、わが国の国際收支は一応安定しているようでありますけれども、すでに輸出の伸びは鈍化の傾向を見せ、資本収支悪化の徵候が見られており、手放しの楽観は許されないのであります。たび国際収支の危機に見舞われた場合には、現在の深刻な構造的不況のもと、さらに引き締め政策をとるということは不可能となりまして、進退両難のデッドロックにおちいらざるを得ないのであります。高度成長政策に関する過去の経験は、現

このような懸念が必ずしも杞憂に終わらない、危険性のきわめて強いことを教えているのであります。さらに第三の理由は、今日必要欠くことのできない緊急な予算措置を講じていないということです。御承知のように今回の補正予算是、国際通貨基金と国際復興開発銀行の増資に伴う予算措置を行なっているばかりであります。このほかにも、当面緊急に予算措置を必要とする要因はきわめて多いであります。第一には、すでに三十九年度補正予算で当然措置すべきであった三十九年度の義務的経費の補てんがいまだになされておらず、たとえば義務教育費国庫負担金、国民健康保険助成費、失業保険費負担金、生活保護費その他各種の社会保障費などの義務的経費の未補てん分が、今日に至るまで未措置のままに放置され、地方財政の重大な負担となつております。その額は、少なくとも二、四百億の多きにのぼるはずであります。当面、直ちに予算措置を必要とするものは、単に以上申し述べたそれだけではあります。政府は本月一日、第五回経済政策会議におきまして当面の物価対策をきめ、そのために必要な予算措置を講ずる方針を明らかにしており、また物価問題につきましては、昨年十一月現内閣成立以来、最重要使命であるとして、佐藤総理は、最も真剣にこの問題に取り組むことをしばしば国会で言明したばかりではなくて、本年一月の閣議で物価安定のための総合対策を決定したことには、なお記憶に新たなところであります。にもかかわらず、その後、物価問題に対しても何一つ有効な手を打とうとせず、消費者物価は上がりほうがない状態であります。すなわち、最近における消費者物価の上昇率は、前年同期に比べ、四月は

九・六%, 五月は七・四%というように、物価の上昇を非常に大きな指數で続いている現状であります。このため、総理府統計局の五月の家計調査の結果によりますと、都市勤労者世帯の実収入は、物価の上昇が大きくなきよきまして、実質では前年同月に比べ三・六%も低下をし、また、消費支出も前年同月を二・六%下回っております。政府発表の統計数字そのものが、国民の生活水準の低下といふやうな事態を最もあからさまに示しているのであります。もし政府に真剣な物価問題を取り組む熱意があるとするならば、当然、一月に閣議決定した物価安定のための総合対策に基づきまして、具体的な諸施策を立案した上で、今度の補正予算の中に必要な諸経費を計上していなければならぬのであります。

今回の補正予算のごとき、ただ IMF、世銀等の資金問題のみを処理すれば事足りりと、こういうことは、当初予算作成後に生じました事由に基づいて、特に緊急緊要となつた経費を計上することを全然怠つてゐるのでありまして、これは今日最も緊急を要する重大な国内問題の処理を全くないがしろにしたものであつて、このような片手落ちで不備すぎる補正予算に対しても、とうてい賛成するわけにはまいらないのであります。

以上三つの理由をあげまして、ここに反対の意思を表明いたしたものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 鈴木一弘君

〔鎌木一弘君登壇、拍

木一弘君

卷之三

卷之三

第1号)に致し

四百九〇

昭和四十年八月十一日 參議院会議録第四号

昭和四十年度一般会計補正予算(第1号)

反対の大きな理由としては、第一に、国際通貨基金について、ドルを中心とした国際流動性が検討の必要に迫られ、国際流動性強化に対する考え方、金本位制、新国際通貨創設など、次々に各国から打ち出されております。しかしに、わが国のこれに対する態度は、金保有高の少ない現在、資本位制にも踏み切れず、また、ドル本位の流動性の矛盾にも苦しみながら、いまだに確立されおりません。そのようなときにおいて、今回の増資に安易に応ずることは大きな問題を残すからであります。これが反対の第一の理由であります。

第二の理由は、その補正の財源として外為会計のインベントリーの取りくしを行なつていてることであります。これも財源不足の状況下において、今後さらにこのようなことを安易に行なう系口となり、いたずらな財政膨張を招きやすくなることであります。さらには、このようなインベントリーの取りくしは、当然外為会計の採算を悪化させ、将来同会計の運用を困難にさせるおそれが出てくるからであります。また政府は、四十三年まで発行しないといつてきただ公債発行を今年度内に取り行なおうとしております。全くやりくり算段の結果、破綻に至った、このように言わざるを得ません。したがつて、財政に対する健全性をどう確立するかということをしないでいる今回の補正には反対であります。

第三の理由は、かりに IMF 關係の補正を行なうことと認めるとしても、現在国内に山積しておられます深刻な不況に対する対策、中小企業、農業、消費者物価、国民健康保険財政の赤字対策等々に、何らの措置が今回の補正に盛られていいないからであります。これは全く緊急度合いを忘れられた補正予算である、このように言えるからであり

卷十

最後に、いままでの高度成長政策の行き過ぎの結果、空前の不況を招き、そのため大幅な歳入欠陥が避けられなくなり、予算委員会の答弁に見るごとく、二千億円の税収不足、補正要因を加えれば四千億円にのぼる財源不足を招いておりま

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○豊田雅孝君　ただいま議題となりました法律案について御報告いたします。

本法律案は、独占禁止法の一部を改正して、株式の所有及び役員の兼任につき届け出義務のある会社の規範を大きくなるものに限ることとし、なお、

○農田雅孝君　ただいま議題となりました法律案について御報告いたします。

よつて国会法第百十三条によつて付す
昭和四十年八月七日

參議院議長　重宗　衆議院議長　雄三殿　船田　中

— — — — —

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

法律の一部を改正する法律案 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

る法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のとく

うに改正する。

第十条第二項及び第十三条第三項中「一億円」を

第三十五条の六第一項中「札幌地方事務所」の下に「五億円」に改める。

第三回 仙台地方事務所を加える。

第三十五条の八中「二百六十六人」を「三百七

附 則

四〇

この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

卷之三

柴田栄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十年八月七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、
「助成」を「助成及び監督」に改める。

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、
（幹線街路その他重要な公共施設で都市計画と
して決定されたもの用に供する土地の造成を主
たる目的とするものを除く。次条第二項において
同じ）の実施、指導、助成及び監督に関するも
の、前条第五号の十及び第五号の十一に規定する
事務（都市局の所掌に属するものを除く。次条第
二項において同じ）。前条第十七号から第十八号
の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同

条第二十二号の五に規定する事務（都市局の所掌
に属するものを除く。次条第二項において同じ）、
前条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十
三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第
十七号第四項及び第八項に規定する住宅金融公庫
の業務の監督に関するもの、前条第二十三号の五及
び第三号の六に規定する事務（計画局の所掌に
属するものを除く。並びに同条第二十四号に規
定する事務をつかさどる）。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、
「助成」を「助成及び監督」に改める。

約国の領域内における保護を容易にすることを希望して、領事条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国

外務大臣 大平正芳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(以下「連合王国」という。)

外務大臣 下院議員 リチャード・オース

ティン・バトラー

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次とおり協定した。

第一部 適用及び定義

第一条

この条約は、次の領域に適用する。

(1) 連合王国については、連合王国及び連合王国が国際関係について責任を有するすべての領域

(2) 日本国については、日本国(以下「日本国」といふ)の適用上、この条約の適用上、

(1) 「派遣國」とは、領事官を任命する締約国といふ、文脈上必要とされるときは、その締約国(以下「派遣國」といふ)のすべての領域をいう。

(2) 「接受國」とは、領事官がその職務を遂行する領域が属する締約国をいい、文脈上必要とされるときは、その締約国(以下「接受國」といふ)のすべての領域をいう。

(3) 「領事特定領域」とは、連合王国については、第一條(1)に掲げる領事の管轄区域の全部又は一部が存在し、か

(4) 日本国については、日本国(以下「日本国」といふ)の管轄区域の全部又は一部が存在し、かつ、第四十条の規定に基づき、この条約の条項の全部又は一部の適用上別個の領域を構成するものとして通告されたものをいふ。

(5) 日本国については、この条約の附表に定

められたいすれかの部類に属する英連邦市民及び英國保護民並びに文脈上許容されるときは、英連邦市民並びに文脈上許容されるときは、日本国にあつては三年、第一条(1)に掲げる領域のうちのいすれかの領域の法令に基づいて正当に設立された法人をいい。

(b) 日本国については、日本国(以下「日本国」といふ)の国籍を有する者(文脈上許容されるときは、日本国にあつては三年)を含む。)を

に基づいて正当に設立された法人を含む。)を

第二部 就命及び管轄区域

第三条

(1) 派遣國は、接受国内において、第三國が領事館を維持するいかなる場所にも、また、接受國

が設置に同意するその他のいかなる場所にも領事館を設置し、かつ、維持することができる。派

遣國は、その裁量により、領事館を總領事館、副領事館又は領事代理事務所とするこ

とができる。

(2) 派遣國は、(3)の規定に従うことを条件とし

て、領事管轄区域の範囲を定めることができる

ものとし、かつ、その範囲を接受國に通報して

おくものとする。

(3) 接受國は、次の地域を領事管轄区域に含ませることにして異議を申し入れる権利を有する。

(a) 第三國の領事管轄区域に含まれておらず、かつ、第三國の公の通商代表に開放されてい

ない地域

(b) 第三國の一部を構成する地域

(4) 第四条

(1) 派遣國は、接受国内において領事職務を遂行

することを条件とする。もつとも、この用語は、運

転手又はもっぱら領事館施設における家事のた

め、若しくはもっぱら領事館施設の維持のため

に雇用された者については、適用しない。

(2) 派遣國は、書面により、かつ、外交上の経路

を通じ、領事官の任命について接受國に通告し

なければならない。もつとも、接受國は、接受

國の國民が名譽領事官に任命される場合には、

外交上の経路を通じてあらかじめその任命に對する接受國の同意を得ておくよう要求する権利

を有することが了解される。

第三部 接受國の権利

(3) 接受國は、領事官の委任状又はその他の任命用書が提出されたときは、領事職務を遂行するための通告書が提出されたときは、領事職務を遂行するための認可状又はその他の許可を、できる限りすみやかにかつ無料で、その領事官に与えなければならない。接受國は、適当であるときは、認可状又はその他の許可を与えるまでの間、臨時の許可を与えなければならない。

(4) 接受國は、正当な理由がない限り、認可状又はその他の許可(臨時の許可を含む。)を与えることを拒否してはならない。

(5) 接受國は、この条約に別段の定めがある場合に於ける船又は舟艇をいう。

(6) 接受國は、派遣國に別段の定めがある場合に於ける船又は舟艇をいう。

(7) 接受國は、この条約に基づいて領事官として行動することを許可した領事官の氏名を、遅滞なく、自國の関係当局に通報しなければならない。

(8) 接受國は、重大な苦情申入れの事由となる行為を行なつた領事官の認可状又はその他の許可を取り消すことができる。この取消しの理由は、要請があつたときは、外交上の経路を通じて派遣國に通知しなければならない。

(9) 接受國は、領事官の任務が終了したときは、書面により、かつ、外交上の経路を通じ、その旨を接受國に通告しなければならない。

(10) 接受國は、領事官の任務が終了したときは、書面により、かつ、外交上の経路を通じ、その旨を接受國に通告しなければならない。

(11) 接受國は、領事官の任務が終了したときは、書面により、かつ、外交上の経路を通じ、その旨を接受國に通告しなければならない。

(12) 接受國は、領事官の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(13) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(14) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(15) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(16) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(17) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(18) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(19) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(20) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(21) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(22) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

(23) 接受國の関係当局は、通告が行なわれた際に於ける各職員の氏名を通告され、か

つ、その住所を常に通報されるものとする。

を好まない旨を明らかにしない限り、前記の資格を承認されたものとする。

第六条

接受国は、領事館の在職者の数が領事管轄区域内における状況及び事情に応じて合理的かつ正常である限度内に保たれるよう要求することがができる。ただし、当該領事館における必要性に応じた数の在職者を維持する派遣国の権利は、常に尊重されるものとする。

領事官が死亡、病氣、不在その他の理由により行動することができないときは、その領事官が任務に復帰し、又は派遣國が新たな任命を行なうまでの間、他の領事官、領事館職員又はその他の者は、一時的に、前記の領事官に代わつて行動するよう命じられることができる。この領事官代理は、接受國に対する通告により、この条約に規定する任務を遂行する権利及び第四条の規定に基づいてその地位に任命されたならばこの条約の規定に基づいて受けたはずである待遇と同一の待遇を受ける権利を有する。

卷之三

派遣國は、接受國の許可を得て、接受國に派遣されている外交使節団の一人又は二人以上の構成員に、外交上の任務に加えて、領事上の任務を遂行させることができる。このようにして任命された者は、この条約の規定の適用を受ける。これらのは、外交使節団の構成員としての資格に基づくすべての特権及び免除を引き続き享有する。ただし、これらの者による領事上の任務の遂行に關しては、この条約に基づく領事官又は領事館職員の特権及び免除より大きい特権及び免除をこれらの者に享んさせることについて、いかなる要求も行なわないものとする。

第二章

(1) 接受国は、派遣国の領事官の尊厳を尊重しきつ、保護しなければならない。

(2) 領事官は、派遣国の公の代表機関として、自己が公の交渉を有する接受国のすべての公務員

(3) 接受国は、派遣国の領事官及び領事館職員並びにその家族の構成員でその世帯に属するもの及び財産を保護するため、適當な措置を執るものとする。

第三部 免除、特權及び便益

第十一条

(1) 派遣国は、派遣国又は派遣国のために行動する若しくは二以上の自然人若しくは法人の名において、接受国の法令で定める条件に従うことと条件として、次のことを行なうことができる。

(2) 次のいずれかの目的のため、土地、建物、建物の一部及び工作物を、前記の法令に基づいて認められる保有形式により取得し、保有し、又は占有すること。

(i) 領事館を設置し又は維持する目的

(ii) 第十九条に定める条件を満たす領事官又は領事館職員の住居を設置し又は維持する目的

(iii) その他の目的で領事館の運営に伴つて生じ、かつ、接受国が異議を申し入れないもを建造し又は改修すること。

(c) (a)の規定に基づいて取得した土地、建物、又は占有する土地において、建物及び工作物を建造し又は改修すること。

(2) 接受国の法令により、(1)の規定に基づく取得のための条件として、許可が必要とされるときは、その許可是、必要な手続に従つて与えられるものとする。

(3) この条のいかなる規定も、当該地域のすべての土地について適用される建築、土地区画整理又は都市計画に関する規制に服すことから派遣を免除するものではない。

(2) 妥当な保護を与えられるものとす。
派遣國は、領事館の入口又は入口の附近に、
派遣國の紋章又は國家標識及び派遣國の公用語
で領事館を示す適當な標識を掲げる権利を有する。
派遣國は、また、領事館に自國の国旗及び
領事旗を掲げる権利を有する。

(3) 領事官は、その任務の遂行のために使用する
車両、船舶又は航空機に、派遣國の紋章又は國
家標識を付し、かつ、派遣國の国旗及び派遣國の公用語
を掲げることができる。これらの旗は、領事官の
の住居にも掲げることができる。

(4) (a) 領事館内に保管される領事公文書は、不可
侵とし、接受國の當局は、いかなる理由によ
つても、その公文書の一部をなすいかなる文
書又は物品をも検閲し又は押収してはならな
い。

(b) 前記の公文書は、領事官及び領事館職員の
私的の又は營業上の書類が保管されている場
所から完全に區別された場所に保管しなけれ
ばならない。

(5) (a) 接受國の警察その他の當局は、派遣國の國
民であり、かつ、接受國の國民でない領事官の
の責任の下にある領事事務所に立ち入つては
ならない。ただし、責任のある領事官の同意
を得て立ち入る場合は、この限りでないもの
とし、この同意が得られなかつた場合において
て、適当な令状又は手続により、かつ、日本國
が接受國であるときは日本國外務大臣の同
意を得て、また、連合王國が接受國であると
きは連合王国外務大臣の同意を得て立ち入る
ときも、また、同様とする。火災その他の災
害の場合又は身体若しくは財産に対する暴力
を伴う犯罪が、領事事務所内で、行なわれて
間もなく、現に行なわれており、若しくはま
さに行なわれようとしていることを接受國の
警察その他の當局が信するに足りる合理的な
理由がある場合には、責任のある領事官の同
意があつたものとみなすことができる。

(6) もつばら領事館の公の目的のために占有されている建物又は建物の一部をいう。

(7) 領事館は、逃亡犯罪人に避難所を与えるために使用してはならない。領事官が接受国の当局に規定に基づいて領事館施設に立ち入ることができる。

(5) 又は(6)の規定に入るとときは、領事公文書の不可侵は、尊重しなければならない。

第十二条

(1) 接受国は、次のものを国防又は公共事業のためのあらゆる形式の徴発から免除されるものとして取り扱わなければならない。

(a) 派遣国の領事館施設並びにその家具及び備品

(b) 第十九条に定める条件を満たす領事官又は領事館職員の住居並びにその家具及び備品

(c) 領事館又は前記の領事官若しくは領事館職員の車両、船舶及び航空機

(1) のいかなる規定も、接受国が自国の法令に従つて派遣国の領事館施設又は領事官若しくは領事館職員の住居を国防又は公共事業のために収用し又は差し押さえることを妨げるものではない。ただし、そのような財産について収用又は差し押さえを行なうことが必要であるときは、領事館職員の任務の遂行の妨げとなることを避けるところ、あらゆる考慮が払われなければならない。

(3) 派遣国、領事官又は領事館職員は、(2)の規定に従つて収用され又は差し押さえられたすべての財産につき、迅速かつ十分な補償を受けるものとする。補償金は、その額が最終的に決定した日から六箇月以内に、派遣国の通貨に容易に交換することができ、かつ、派遣国に移転することができるような形態により、支払われるものとする。

(2) 派遣国の外交使節団及び領事館（その所在のいかなを問わない。）との間で通信を発受する権利を有する。この目的のため、領事官は、すべての公共の通信手段を使用し、かつ、暗語を用いることができる。

①の通信は、また、伝書使により、又は公用の封印袋その他の容器を使用して送ることがで

(2) (a) 審理のために前記の領事官を拘禁することができる。ただし、そのような拘禁は、重大な罪に問われる場合を除くほか、公判開始の前には行なわれず、かつ、開廷中においてのみ継続するものとする。

もつとも、(1) (a) の規定は、領事官又は領事

(4) ある場合には、当該領事官の事務所又は住居において口頭又は書面によるその証言が行なわれるよう取り計らうものとする。

(2) (c) めの不動産の取得に関する取引又は証書
もつばら領事館の公の目的にあてるための
動産の取得、所有、占有又は使用

①の規定に基づいて与えられる免除は、租税
又はこれに類する課徴金の負担が派遣国又は派
遣國のために行動する一若しくは二以上の自然人

館職員が次の民事訴訟手続に服させられるこ
とを妨げるものではない。
（白安良子「ひとと白安良子」自傳）

の他の公の強制的役務及びそれらの役務に代わる金銭的負担を免除される。

人若しくは法人に移転される場合であつても、これらの者以外の者が法律上納付の義務を負う。但又はこれに類する累積金につては、適用

(3) 公用の封印袋その他の容器で公の書類のみを
収めていることを派遣国のお仕事のある公務員が
証明したものは、不可侵とする。もつとも、接受
國の当局は、当該封印袋その他の容器が公の書類
以外のものと取めていふと信するに足りる重大
な理由があるときは、派遣國の権限のある代表者
が当該当局の立会いの下にこれを開封すること

(4) を要求することができる。この要求が拒否されたときは、当該封印袋又は容器は、派遣国により、直ちに発送地に返還されなければならぬ。

接受国が武力抗争に巻きこまれた場合には、通信の権利は、領事官と派遣国政府との間、領事官と接受国に対する派遣国の外交使節団との間及び同一の領事管轄区域内にある領事官相互の間の通信の場合を除くほか、接受国の裁量により、停止され又は制限されることがあるものとする。

(1) (a) 領事官又は領事館職員は、公の資格で行なつた行為でこの条約に基づく領事官の職務の範囲内にあるものについては、派遣國が外交上の経路を通じて同意の旨を書面で通告する場合を除くほか、接受國の裁判所の訴訟手続に服させられることはない。

(b) (1) 第十九条に定める条件を満たす領事官は、重大な罪に問われる場合を除くほか、接受國において公判前の拘禁を免除される。

(ii) 接受國の法令が許容するときは、公判の

(3) (2) もつばらの訴訟手続の係争事項に関連する書類又は物品を提示し又はもつばら当該係争事項に関連する証言を行なうことを拒否する権利を与えるものではない。

(b) 領事官又は領事館職員は、領事公文書に属する書類若しくは物品を提示し又は自己の公務の範囲内の事項に関連する証言を行なうことを接受國の行政当局又は司法当局から要請されたときは、これを拒否する権利を有する。ただし、自國の利益を害することなくこの要請に応ずることが可能であると派遣國が判断するときは、正義のためこれに応じなければならない。

(b) 領事官又は領事館職員は、また、派遣国の法令に關する鑑定人として証言を行なうこととを拒否する権利を有する。

(c) (a)及び(b)に定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員に対し、民事事件又は刑事案件において証言を行なうこととを要求する事ができる。領事官については、司法当局又は行政當局は、許容されており、かつ、可能で

(7) 派遣国によつて所有され、かつ、領事館の公の目的のために使用されるすべての車両、船舶及び航空機並びに派遣国の領事官又は領事館職員によつて所有されるすべての車両、船舶及び航空機は、接受国内において、第三者の損害に關して十分な保険に付しておかなければならぬ。

(1) 派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二以上の自然人若しくは法人は、次のものに關し、接受国又はその地方公共団体が課し又は徴収するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金を免除される。

(a) もつばら第十条(1)に掲げるいづれかの目的にあつたための不動産の取得、所有、占有、使用、建造又は改造。ただし、役務又は地方的公共改良事業に關し課される租税又は他の公課であつて、その役務又は地方的公共改良事業によつて当該不動産が利益を受ける限度において納付すべきものを除く。

(b) もつばら前記のいづれかの目的にあつたた

(1) 捷受國の國民でない領事官又は領事館職員は、派遣國から受領する公の給与、俸給、賃金並に、又は手當に対し捷受國又はその地方公共團体が課し又は徵收するすべての種類の租税又はこれに類する課徵金を免除される。

(2) 接受國の國民でない領事官又は領事館職員であつて、第十九条に定める条件を満たすものは、さらに、接受國又はその地方公共團体が課し又は徵收するその他のすべての種類の租税又はこれに類する課徵金を免除される。

(3) もつとも、(2)の規定に基づいて与えられる免除は、次のものについては、適用しない。

(a) 当該領事官又は当該領事館職員以外の者が法律上納付の義務を負う租税又はこれに類する課徵金（その負担が当該領事官又は当該領事館職員に移転されるかどうかを問わない。）

(b) 接受國の関係特定領域内にある不動産の取得、所有又は占有に対して課される租税

(c) 接受國の関係特定領域内に源泉がある所得に対する課される租税

(d) 取引に対し、又は取引を有効なものとし若

第十四条

(1) (a) 領事官又は領事館職員は、公の資格で行な

(b) (1) 第十九条に定める条件を満たす領事官は、上
の経路を通じて同意の旨を書面で通告する
場合を除くほか、接受国の裁判所の訴訟手続
に服させられることはない。

(b) 領事官又は領事館職員は、また、派遣国の法令に關する鑑定人として証言を行なうことならぬ。

(c) (a)及び(b)に定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員に対し、民事事件又は刑事事件を拒否する権利を有する。

(a) 徴収するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金を免除される。

(a) もつぱら第十条(1)に掲げるいずれかの目的にあつたための不動産の取得、所有、占有、使用、建造又は改修。ただし、役務又は地方的公共改良事業に關し課される租税又は他の公課であつて、その役務又は地方的公共改良

(a) 隊は 次のものについては、適用しない。

(b) ① 当該領事官又は当該領事館職員以外の者が法律上納付の義務を負う租税又はこれに類する課徴金（その負担が当該領事官又は当該領事館職員に移転されるかどうかを問わない。）を接受国の關係特定領域内にある不動産の取得、所有又は占有に対して課される租税

件において証言を行なうことを要求することができる。領事官については、司法当局又は行政当局は、許容されており、かつ、可能で

(b) 事業によって当該不動産が利益を受ける限度において納付すべきものを除く。

(c) 接受国の関係特定領域内に源泉がある所得
に対し課される租税

(d) 取引に対し、又は取引を有効なものとし若

(1) 派遣国は、領事館の公の目的に因連する使用のためのすべての公式標章、家具備品、需品、建築資材その他の物品（車両、船舶及び航空機を含む。）、輸入若しくは再輸出に対し又は輸入若しくは再輸出を理由として接受国又はその地方公共団体が課し若しくは徴収するすべての関税その他の租税又はこれに類する課徴金の免除を受けて、接受国の関係特定領域に輸入し又はそこから再輸出することができる。		(b) この条に定める免除は、もつばら公の使用又は個人的な使用を目的として輸入される物品について与えられるものであるので、他の者の便宜のため又は販売その他の商業上の目的のために輸入される物品については、適用しない。ただし、この了解は、商業的產品の見本としてもつばら領事館施設内で展示するため、関税の免除を受けて、物品を輸入することを妨げるものと解してはならない。
(2) 第十九条に定める条件を満たす領事官は、自己又はその家族の構成員でその世帯に属するものがもっぱら個人的に使用し又は消費するため必要とする合理的な量の荷物、所持品その他の物品（車両、船舶及び航空機を含む。）を、輸入若しくは再輸出に対し又は輸入若しくは再輸出を理由として接受国又はその地方公共団体が課し若しくは徴収するすべての関税その他の租税又はこれに類する課徴金の免除を受けて、接受国又はこれに類する課徴金の免除を受けて、接受国が定める条件を満たす領事館職員は、その最初の到着又はその後の到着の際に現地への最初の到着又はその後の到着の際に携行する物品及び前記の使用的のための物品での任地にある当該領事官にあって送られたものについて、ひとしく適用する。		(c) 接受国は、自國の関係特定領域内で栽培され、生産され、又は製造された物品でそれが輸出されなければ課されるはずである租税又は関税を支払わないで又はその払いもどしを受けて輸出されたものについて、この条に定める免除を適用しないことを決定することができる。
(3) 第十九条に定める条件を満たす領事館職員は、その最初の到着に因連して、(2)に定める利益を与えられる。		(d) この条の規定に基づいて輸入された物品を関係特定領域内で処分し又はその輸入目的以外の目的のために使用する場合には、接受国は、この条に定める免除は、映画フィルム（記録映画フィルム、ニュース映画フィルム及び学術的又は文化的な目的のために輸入されるファイルを除く。）については、適用しない。
(4) もっとも、次のことが了解される。 (a) 接受国は、領事館の公の目的に因連する移転に対して課される租税による移転に因連する財産の移転に対して課されるもの		(e) この条の規定に基づいて輸入された物品を関係特定領域内で処分し又はその輸入目的以外の目的のために使用する場合には、接受国は、この条に定める免除は、映画フィルム（記録映画フィルム、ニュース映画フィルム及び学術的又は文化的な目的のために輸入されるファイルを除く。）については、適用しない。
(5) (a) 領事官は、その職務の遂行に因連して、その領事管轄区域内においてのみ職務を遂行する権利を有する。もつとも、領事官は、接受国の関係当局が通告を受けて異議の申入れを行なわなかつたときは、その領事管轄区域外においても職務を遂行することができない、かつ、これと通信する権利を有する。その当局は、領事官に対してすべての必要な援助及び情報を提供する。 (b) ただし、領事官は、派遣国に対する私的な職業に従事しない場合を除くほか、日本国が接受国である		(f) この条のいかなる規定も、税関手続を遵守することを免除し、又は法令により輸入が禁止されている特定の物品を輸入することを許すものと解してはならない。
(6) 第十九条 (1) 第十条(1)(a)(ii)、第十二条(1)(b)及び(c)、第十四条(1)(b)、(4)及び(5)、第十七条(2)並びに第十八条(2)及び(3)の規定は、(2)に定める条件を満たす領事官及び領事館職員についてのみ、適用する。 (1) にいう条件は、次のとおりとする。 (a) 領事官又は領事館職員が派遣国の中であること。		(1) 領事官は、領事官又は領事館職員に対する職務の遂行するにあたり、領事官は、ささらに、その他領事官に関する義務を負う。領事官は、領事官の職務で、接受国の法令により認められている領事官に関する国際法若しくは国際慣習に適合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することができる。
(7) 第二十一条 (1) 領事官は、B、C及びDに定める職務を遂行する権利を有する。領事官は、ささらに、その他領事官の職務で、接受国の法令により認められている領事官に関する国際法若しくは国際慣習に適合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することができる。		(2) 領事官は、領事官又は領事館職員に対する職務の遂行するにあたり、領事官は、ささらに、その他領事官に関する義務を負う。領事官は、領事官の職務で、接受国の法令により認められている領事官に関する国際法若しくは国際慣習に適合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することができる。
(8) 第二十二条 (1) 領事官は、領事官又は領事館職員に対する職務の遂行するにあたり、領事官は、ささらに、その他領事官に関する義務を負う。領事官は、領事官の職務で、接受国の法令により認められている領事官に関する国際法若しくは国際慣習に適合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することができる。		(3) 領事官は、領事官又は領事館職員に対する職務の遂行するにあたり、領事官は、ささらに、その他領事官に関する義務を負う。領事官は、領事官の職務で、接受国の法令により認められている領事官に関する国際法若しくは国際慣習に適合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することができる。
(9) 第二十三条 (1) 派遣国は、公判前の拘禁であるとその他の場合における拘禁であると聞わず、接受国内において拘禁されたときは、接受国は、接受国と通信し、及び、適法に拘禁されている場合を除くほか、領事館に領事官を訪問する権利を有する。		(4) 領事官は、領事官又は領事館職員に対する職務の遂行するにあたり、領事官は、ささらに、その他領事官に関する義務を負う。領事官は、領事官の職務で、接受国の法令により認められている領事官に関する国際法若しくは国際慣習に適合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することができる。

- (2) 当局は、遅滞なく、もよりの地にある派遣国の領事官に通報しなければならない。

(1) の規定が適用される派遣国の国民が訴訟その他の手続若しくは搜査のために拘禁されており、又は上訴若しくは行政上の不服申立てを行なうことができる期限に関する通常の規則に基づき上訴若しくは行政上の不服申立てを行なう権利を有するときは、派遣国の領事官は、遅滞なく、その國民を訪問し、及びその國民のため弁護人又は代理人をあつせんすることができます。領事官は、また、立会人なしで、自己が選択する言語で、その國民と面談し、及びその國民からの通信を受領することができる。この通信（その原本をとめおく必要があるときは、その写し）は、接受国の当局により遅滞なく当該領事官に送付されるものとする。

(3) (a) (1) の規定が適用される派遣国の国民が有罪の判決を受けて監獄又はこれに類する施設において刑に服している場合には、その國民が刑に服している場所を管轄する領事官は、関係当局に通告した上でその國民を訪問し、及びその國民と通信する権利を有する。この訪問又は通信は、その國民が拘禁されている施設において実施されている規則に従つて行なわなければならぬ。もつとも、その規則は、領事官に対し、いつでも、合理的な限度内でその國民と面接することを許し、かつ、その國民と面談する機会を与えるものでなければならず、また、通信のための合理的な使益を与えるものでなければならぬ。

(b) もつとも、(a)に規定する状況で拘禁されている國民に対してさらに訴訟その他の手続が執られる場合には、(2)の規定が適用されることが了解される。

(d) 派遣國の國民の出生若しくは死亡を登録し、又はその届出を受理すること。

(e) 派遣國の法令に定めるところに従い、派遣國の國民の親族關係に關する届出を受理すること。

(f) 接受國の法令に従つて挙行された婚姻で少なくとも当事者の一方が派遣國の國民であるものを記録すること。

(g) 査証及び旅券その他これに類する書類を発給し、修正し、更新し、有効にし、及び無効にすること。

(h) 商品に關し、派遣國內において使用するための原產地證明書及びその他の必要な書類を發給すること。

もつとも、(1)(d)、(e)及び(f)の規定は、接受國の關係當局に対する出生、死亡、婚姻又は親族關係に関するその他の事項についての届出又は登録に關し接受國の法令が課する義務を免除するものではない。

領事官は、いづれかの者（国籍のいかんを問わない。）により派遣國內における使用のため要求されるときは、又は派遣國の法令により必要とされるときは、署名若しくは文書を認証し、法律上正當なものとし、若しくは証明し、又は文書を翻訳することができる。これらの事務の遂行に關連して、領事官は、派遣國の法令により必要とされる。もつとも、この項の規定は、接受國の當局に対し、接受國の法令により必要とされる文書に關して領事官が行なつた前記の行為を有効なものと認める義務を課するものではないと了解される。

第二十五

- (4) 領事官は、派遣国の法令に従い、派遣国との間連する職務を行ることができる。ただし、接受国の法令に違反しないことを条件とする。

第二十五条 領事官は、派遣国裁判所のため、裁判上の文書を送達し、又は口頭若しくは書面により自発的に提供された証言を録取する権利を有する。ただし、派遣国の法令に従い、かつ、接受国の法令に反しない方法で行なわれることを条件とする。

C 遺産及び財産の移転に関する職務

第二十六条 (1) 死亡した者が接受国に財産を残した場合において、接受國の國籍特定領域内に居住しておらず、かつ、当該領域内に法律上代表する者を有しない派遣国の国民が、遺言執行人として、建物に基づく受益者若しくは遺言がない場合における受益者として、若しくは債権者として、又は他のなんらかの権原により、その財産に因り、利益を有し又は利益を有すると主張するときは、その死亡した者の遺産の管理が行なわれていない場所又は、遺産の管理が行なわれていない場合においては、当該財産が存在する場所を管轄する領事官は、その派遣国の国民から有効な委任状を与えられた場合におけると同様に、その遺産又は財産に関するその国民の利益についてその国民を代表する権利を有する。

(2) その後その国民が当該領域内に法律上代表される者を有することとなつたときは、当該領事官の地位は、当該領事官がその国民から与えられたいた委任状が、その国民が他に法律上代表される者を有する旨の通報を当該領事官が受けたときは、(5)若しくは(6)の規定に従つて裁判所の命令が当該領事官のためにすでに発せられていない場合は、(6)若しくは(7)の規定によりその国民たゞに命令が発せられた日に効力を失つたと仮定した場合におけるその地位と同様のものとする。

(4) 領事官は、(1)の規定する者の死亡地のいかんかに依り利益を代表するときには、その代理人である場合にてて、当該遺産又は占有することができる。領事官は、(1)の規定するときは、その代理人である場合にてて、当該遺産又は占有する。ただし、同等の代理による利益を代表する他の者が当該遺産又は占有を執つている場合は、接受国の法令により発せられたる官の申請により發せられる。領事官に代表権がなければ、直ちに保護し及び保全のために仮の命令を下令する。領事官は、さらに、ついての一應の証明書等の必要な必要性を認められたために假の命令を下令する。領事官は、さもなくとも、ある場合における生産を保護し及び保全のための命令を申請しえる。接受国の法律の内容は、さらに、従うことを条件とする生産の管理についてきる。接受国の法律の命令が必要な場合を除くことは、領事官によらう。

を問わず、適用する。
規定に基づいて代表の権利を
領事官が代表する権利を有
する者の正当に選任された
領事官がそのための措置を執
る。領事官は、また、その領事官
の又は優先する権利を有する
又は財産の占有に必要な措置
におけると同一の限度におい
て財産を占有することができます
は、この限りでない。
より、領事官がこのように財
有するため裁判所の命令が
は、その領事官により利益を
に選任された代理人の申請
はずである命令は、その領事
されるものとする。遺産を
休全することの必要性並びに
発するものとする。その命
令が提出され、裁判所がその
のときは、裁判所は、領事官
せらるべきは、(b)の規定に
して一切の行為をすることがで
法令により、このために裁判
所は、適当と認めるとき
ことについて、その領事官によ
こされるときは、(b)の規定に
として、領事官は、そのよう
及びその申請に基づいてこ
り代表される者が事情を知ら
行なうことができる。

- (a) 行使することができる犯罪を船舶上で行なつたという告訴若しくは告発がいずれかの者についてなされた場合又はそのような犯罪が船舶上でまさに行なわれようとしており、現に行なわれており、若しくは行なわれて間がないと信ずるに足りる理由がある場合
- (b) その当局が、(2)(b)に掲げる事項のいずれかに關し、必要であると認める措置を執り又は調査を行なうこと目的とする場合
- (c) 乗組員が船舶上に拘禁されており、かつ、その拘禁が派遣国の法令上違法であり又は非人道的若しくは不當に過酷であるとみられる場合
- (d) 船舶上に拘禁されている乗組員の生命又は自由がその船舶が寄港する予定のいずれかの国において、人種、国籍、政治的意見又は宗教の理由により、危険にさらされると信するに足りる理由がある場合
- (e) 船舶の長及び乗組員のいずれでもない者が船舶上に拘禁されている場合。ただし、この規定を國際法に違反する干涉を認めるものと解してはならないといふことが了解される。
- (f) 領事官の要請又は同意がある場合
- (4) 船舶上に拘禁されている乗組員の生命又は自由がその船舶が寄港する予定のいずれかの国において、人種、国籍、政治的意見又は宗教の理由により、危険にさらされると信するに足りる理由がある場合

- (1) 派遣国の船舶が接受国内において難破したときは、その難破が発生した場所を管轄する領事官は、接受國の關係当局から、難破の発生について、できる限りすみやかに通報されるものとする。第三國の難破した船舶の貨物の一部をなす物品が接受國の海岸若しくはその附近で発見され、又は接受國の港に搬入され、かつ、派遣國の国民の財産であると確認されたことを接受國の關係当局が知ったときも、当該領事官は、同様に通報されるものとする。
- (2) 接受國の關係当局は、難破した船舶、その船舶上にある者の生命及び貨物その他の船舶上の財産の保護のため、並びに船舶上における略奪又は秩序の紊乱の防止及び鎮圧のため、実行可能なすべての措置を執らなければならない。これらの措置は、また、船舶に屬し又はその貨物の一部をなす物品で船舶から分離されたものにも及ぼされるものとする。
- (3) 接受國の關係当局は、また、船舶が接受國の港内で難破し、又はその内水若しくは領海にお権利を有する。もつとも、この項の規定は、公
- (5) この条の規定は、領海を通過する船舶について國際法により認められている無害通航権を有する貨物の一部の留置については適用しない。
- (6) この条の規定は、領海を通過する船舶について國際法により認められている無害通航権を有するものと解してはならない。

第三十五条

領事官は、派遣國の港に向かういずれかの國の國旗を掲げる船舶の長の要請により又はその同意を得て、派遣國の法令により入港の条件として要求される書類の準備及び作成に必要な情報を入手するため、並びに派遣國の關係当局が衛生その他の事項に関する要求する詳細な情報を入手するため、当該船舶を訪問することができる。領事官は、この条の規定によつて与えられる権利を行使するにあたり、できる限り迅速に行動しなければならない。

第三十六条

- (1) 派遣國の船舶が接受国内において難破したときは、その難破が発生した場所を管轄する領事官は、接受國の關係当局から、難破の発生について、できる限りすみやかに通報されるものとする。第三國の難破した船舶の貨物の一部をなす物品が接受國の海岸若しくはその附近で発見され、又は接受國の港に搬入され、かつ、派遣國の国民の財産であると確認されたことを接受國の關係当局が知ったときも、当該領事官は、同様に通報されるものとする。
- (2) 接受國の關係当局は、難破した船舶、その船舶上にある者の生命及び貨物その他の船舶上の財産の保護のため、並びに船舶上における略奪又は秩序の紊乱の防止及び鎮圧のため、実行可能なすべての措置を執らなければならない。これらの措置は、また、船舶に屬し又はその貨物の一部をなす物品で船舶から分離されたものにも及ぼされるものとする。
- (3) 接受國の關係当局は、(2)の規定に基づいて措置を執る前に、派遣國に居住する者で遺留財産を受領する権利を有するものがあることについて確証を得るために調査することができる。その当局は、この確証を得ることができなかつた場合には、当該遺留財産を受領する権利を有すると認められるいかなる者にもその遺留財産を引き渡すことができる。もつとも、その当局は、このように遺留財産を引き渡す前に、その当局が気づいていない情報でその遺留財産を受領する権利を有する者の最終的決定に關係があるもの（その遺產についてのその他の請求の存在に因する情報を含む。）を提供するための合理的な機会を領事官に与えるため、領事官に対し、その遺留

- 衆衛生、出入國管理、海上における人命の安全、税關又はこれらに類する事項に關して接受國の当局が行なう通常の検査及び接受國の裁判所における民事訴訟又は商事訴訟に起因する船舶又はその貨物の一部の留置については適用しない。
- (4) 難破した船舶の所有者、その代理人、關係保険業者又はその船舶の長が、接受國の法令に従ふるはずである取決めと同様の取決めを行なうことであつて船舶を処分するための取決めを行なうことができない立場にあるときは、領事官は、所有者が不在でなければみずから行なうことができるはずである取決めと同様の取決めを所有者に代わつて行なう権限を与えているものとみなす。
- (5) いづれかの國の國旗を掲げる難破した船舶（接受國の船舶でないもの）に属し若しくはその一部をなす物品又はこのよくなす船の貨物に属し若しくはその一部をなす物品が、接受國の海岸若しくはその附近で発見され、又は接受國の港に搬入されたときは、その物品が発見された場所若しくは搬入された港が所在する場所を管轄する領事官は、次の場合には、その物品の保管及び処分に関して所有者がみずから行なうことができるはずである取決めを所有者に代わつて行なう権限を与えているものとみなす。
- (a) 当該船舶に属し又はその一部をなす物品について、当該船舶が派遣國の船舶であり、また、貨物については、それが派遣國の国民の所有に属しております。かつ、

- いて航行上の危険を構成するときは、当該船舶が港の施設又は航行に對して与えるおそれのある損害を避けるため、その必要と認めるいかなる措置をも執るよう命ずることができる。
- (4) 難破した船舶の所有者、その代理人、關係保険業者又はその船舶の長が、接受國の法令に従ふるはずである取決めと同様の取決めを行なうことであつて船舶を処分するための取決めを行なうことができない立場にあるときは、領事官は、所有者が不在でなければみずから行なうことができるはずである取決めと同様の取決めを所有者に代わつて行なう権限を与えているものとみなす。
- (5) いづれかの國の國旗を掲げる難破した船舶（接受國の船舶でないもの）に属し若しくはその一部をなす物品又はこのよくなす船の貨物に属し若しくはその一部をなす物品が、接受國の海岸若しくはその附近で発見され、又は接受國の港に搬入されたときは、その物品が発見された場所若しくは搬入された港が所在する場所を管轄する領事官は、次の場合には、その物品の保管及び処分に関して所有者がみずから行なうことができるはずである取決めを所有者に代わつて行なう権限を与えているものとみなす。
- (a) 当該船舶に属し又はその一部をなす物品について、当該船舶が派遣國の船舶であり、また、貨物については、それが派遣國の国民の所有に属しております。かつ、
- (b) 当該船舶の長がいづれも前記の取決めを行なうことができない立場にある場合
- (6) 接受國の當局は、この条の規定が適用される船舶、貨物又は物品に關しては、接受國又は第三國の船舶、貨物又は物品に關して同様の状況又は当該船舶の長がいづれも前記の取決めを行なうことができない立場にある場合
- (7) 接受國の當局は、この条の規定が適用される船舶、貨物又は物品に關しては、接受國又は第三國の船舶、貨物又は物品に關して同様の状況又は当該船舶の長がいづれも前記の取決めを行なうことができない立場にある場合
- (8) 関係当局は、(2)の規定に基づいて措置を執る前に、派遣國に居住する者で遺留財産を受領する権利を有するものがあることについて確証を得るものとする。
- (9) 関係当局は、(2)の規定に基づいて措置を執る前に、派遣國に居住する者で遺留財産を受領する権利を有すると認められるいかなる者にもその遺留財産を引き渡すことができる。もつとも、その当局は、このように遺留財産を引き渡す前に、その当局が気づいていない情報でその遺留財産を受領する権利を有する者の最終的決定に關係があるもの（その遺產についてのその他の請求の存在に因する情報を含む。）を提供するための合理的な機会を領事官に与えるため、領事官に対し、その遺留

財産の引渡しを受けた者として予定されている者を明示して、その旨を通告するものとする。

第五部 最終規定

第三十八条

領事官又は領事館職員は、この条約により与えられている権利、免除、特權又は便益を、それらが与えられている目的以外の目的のために、利用してはならない。

第三十九条

この条約のいすれかの規定の解釈又は適用に関する争いがある場合は、いかが一方の締約国間に生ずることのある紛争は、いかに付託されるものとする。ただし、特定の場合において、両締約国が当該紛争をなんらかの他の手続機関に付託すること、又はなんらかの他の手続によつて処理することに同意するときは、この限りでない。

第四十条

(1) 連合王国政府は、この条約が効力を生ずる前に、日本国政府に対し、この条約の全部又は一部の条項の適用上、その領域のいすれの部分がそれぞれ別個の領域とみなされるか及び、一部の条項についてそのようにみなされるかを通告するものとする。

(2) 連合王国政府は、必要なときはいつでも、(1)に基づいて行なつた通告を修正することができる。この修正は、日本国政府あての通告により行なわれ、日本国政府がこの通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

(3) この条に基づくいすれの通告も、書面により、かつ、外交上の経路を通じて行なわれる。

第四十一条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにロンドンで交換するものとする。この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、その後五年間効力を存続する。

(2) いすれの一方の締約国も、前記の五年の期間

の満了の十二箇月前までにこの条約を終了させることの意思の通告を他方の締約国に対して行なわない場合には、この条約は、その意思の通告が行なわれた日から十二箇月を経過するまで、引き続き効力を存続するものとする。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この条約に署名調印した。

一千九百六十四年五月四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

大平正芳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

R·A·バトラー

附表

第一条(4)(a)に規定する国民の部類は、次のとおりとする。

連合王国及び植民地の市民である英連邦市民

南ローデシアの市民である英連邦市民

アイルランド共和国の市民で一千九百四十八年の英國国籍法第二条の規定に基づき英連邦市民

の地位を保有することを請求したもの

一千九百四十八年の英國国籍法第十三条(1)の規定により市民権のない英連邦市民である者

国籍に関する連合王国の法令により英國保護民である者

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約(以下「条約」という)に署名するにあたり、下名の全権委員は、正當に委任を受け、次のとおり協定した。

(1) 条約は、条約第一条の規定にかかるらず、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市

署名議定書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルラント連合王国との間の領事条約(以下「条約」という)に署名するにあたり、下名の全権委員は、正當に委任を受け、次のとおり協定した。

(1) 条約は、条約第一条の規定にかかるらず、千

で署名された日本国との平和条約第三条に掲げられるいすれの地域についても、当該地域が日本国の管轄下に復帰しない限り、適用しないものとする。

条約第十五条の規定にかわらず、派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二以上の自然人若しくは法人は、もっぱら条約第十条(1)に掲げる目的のために使用する領事館施設及び住居に関する、次のもを免除される。

第十七条

(a) 連合王国が接受国である場合には、条約第十五条(1)(a)ただし書の規定に従うことを条件として、不動産に対する課される地方税又は

(2) 条約第二条(4)に關し、日本国については、

「國民」には、この譲定書(1)に規定するいすれかの地域の住民で日本国の国民であるものを含む。

(3)(a) 条約第一条(5)に關し、「船舶」には、軍艦を含まない。

(b) 条約第四部Dに關し、

(i) いすれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の国民により裸船契約に基づき船舶

されたときは、当該他方の締約国の権限の

ある領事官は、その船舶の長又は乗組員に

つき、自己に課された任務を当該一方の締約国の法令に適合する限度において遂行す

る権利を有する。

(ii) 前記の領事官は、また、裸船契約に基づき船舶された第三国(1)の船舶の長又は乗組員についても、これらの任務を(1)の場合におけると同一の限度において遂行すること

ができる。

(4) 条約第十条(1)の規定は、完全な所有の形式による土地の取得に因する限り、次の領域については、適用しない。

(a) ジャージー島

(b) 条約第一条(1)に掲げる領域のうちのいす

れかの領域であつて、条約の署名の日に有効な法令に基づき、完全な所有の形式による土

地の取得が原住民にのみ認められているもの

(b) 日本国が接受国である場合には、電気又はガスの使用に対して課される租税。ただし、これに類する課徵金

(c) 日本国が接受国である場合には、電気又はガスの使用に対して課される租税。ただし、

これに類する課徵金

十五条(1)(a)ただし書の規定に従うことを条件として、不動産に対する課される地方税又は

これに類する課徵金

(施行期日)

第一条 この法律は、
昭和四十年四月一日から施行する。
(施行する。)

(養育医療の給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたり、附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定により指定された指定養育医療機関は、第二十一条の規定により指定された指定養育医療機関とみなす。

(母子健康手帳に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条の二第一項の規定により指定された母子手帳は、第十六条第二項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 母子保健に関する事務

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一号及び第二号中「及び妊娠婦」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。

四年法律第二百八十三号) 第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童(身体に障害のある十五歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。)につき、同法第六条第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十九条の二を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)の給付を行ない、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行なうことができる。

育成医療の給付は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

育成医療の給付は、厚生大臣が身体障害者する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定育成医療機関」という。)に委託してこれを行なうものとする。

第二十条の二から第二十一条の五までを削り、第二十二条の六中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に、「養育医療」を「育成医療」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二条の七第一項中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十二条规定により「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十二条の二とする。

第二十二条の八第一項から第四項までの規定中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十二条の二とする。

第二十二条の九中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十二条の四とする。

第二十二条の十中「第二十二条の四第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条の七」を「第二十二条第一項」に、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十二条の五とする。

第二十二条の十一及び第二十二条の十二を削る。

第二十二条の十三を第二十二条の六とする。

第二十二条の十四を第二十二条の七とする。

第二十二条の十五中「第二十二条の十三第一項」を「第二十二条の六第一項」に改め、同条を第二十二条の八とする。

第二十二条の十六第二項中「第二十二条の十第二项」を「第二十二条第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。

指定療育機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第二十二条の十六中第七項を削り、第六項の次に次の三項を加え、同条を第二十二条の九と六に改め、同号を同条第四号とし、同条第五

第二十二条の十六第二項中「第二十二条の十第二项」を「第二十二条第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。

指定療育機関が第五項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなかつたとき、第九項において準用する第二十二条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項第一号の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該療育機関の開設者に対して弁明の機会を与えないなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をするべき理由を通知しなければならない。

第二十二条の規定は、指定療育機関について、第二十二条の二から第二十二条の四までの規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十二条中「育成医療」とあるのは、「第二十二条の九第二項第一号の医療」と読み替えるものとする。

第五十条第四号から第五号の二までを削り、同条第五号の三中第二十二条の十二を「第二十条に、「第二十二条の十三」を「第二十二条の六」に改め、同号を同条第四号とし、同条第五

官 報 (号 外)

本案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることに伴い、出資額に関する規定を改めるとともに、その財源を確保するための措置を講じようとするものであります。

その概要是、国際通貨基金に二億二千五百万ドル、国際復興開発銀行に一億六百六十万ドルの増資をすることができることとし、他方、日銀をしてその所有金地金等の一部の評価がえをさせ、これによる再評価益五十三億七千九百万円強を全額国庫に納付させるとともに、昭和四十年度において外國為替資金の一部百六十一億五千六百万円を一般会計に繰り入れることができることとし、これららの合計二百十五億三千五百万円を、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する増資額中、金及び現金により払い込みを必要とする部分並びにこの払い込みに伴つて必要となる費用等に充てることとしております。

委員会におきましては、特別割り当ての経験、増資に伴う利益、払い込み方法、日銀の保有金、外為会計のインベントリー、資産運用の現況及び見通し、フランスの国会通貨提案等の諸点について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては会議録によつて御承知を願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して成瀬委員より、公明党を代表して中尾委員より、民主社会党を代表して瓜生委員より、日本共産党を代表して野坂委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、自由民主党を代表して日高委員より賛成の意見が述べられました。かくて討論を終わり、採決の結果、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、この起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって
本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一より第四十二まで
の請願及び、本日、社会労働委員長外五委員長から報告書が提出されましたかぜ葉の配合基準に関する請願外六十件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

卷之三

する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公害対策基本法制定促進に関する請願

「審査報告書は都合により追録に掲載」

旧樺太引揚市町村吏員の退隠料等支給に関する請願(二件)

地方交付税率引上げに関する請願(二件)

請願(三件)

國の委託、委任事務費増額に関する請願

たばこ消費税の税率引上げに関する請願

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願(十五件)

市町村の退職年金等受給者の待遇改善に関する請願

たばこ専売法の災害補償規定改正に関する請願(二件)
福岡県田川郡地域の葉たばこ耕作指定に関する請願

〔審查〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

審査報告書は都合により追録に掲載

の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 参事に報告させます。

〔参考朗説〕
本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。

決算委員会

一、昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算

附和三一八至四零年公語局之算

書、昭和三十八年度政府關係機関決算書
一、昭和三十八年度物品増減及び現在額總計

一、昭和三十八年度國有材差額歲及下見在量

昭和三十八年度日本有賊高塚源乃吉現在額
總計算書

一、昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書

一、昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行

議院運営委員会
總報告書

一、議員小林章君の議員辞職勧告に関する決議案(決議第4号)

昭和四十年八月十一日 参議院会議録第四号

日陽通貨基会及び日陽復興開発銀行への加盟は、今後、かぜ薬の配合基準に関する諸顧外六十件の請願

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する 本日委員長から左の調査について継続調査の要求 書が提出された。
内閣委員会
一、國家行政組織及び国家公務員制度等に関する 地方行政委員会
一、検察及び裁判の運営等に関する調査
外務委員会
一、國際情勢等に関する調査
大蔵委員会
一、租税及び金融等に関する調査
文教委員会
一、教育・文化及び学術に関する調査
社会労働委員会
一、社会保障制度に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
運輸委員会
一、運輸事情等に関する調査
通信委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに 電波に関する調査
予算委員会
一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の經理及び国有財産の管理に関する 石炭対策特別委員会
一、災害対策特別委員会
一、灾害対策樹立に関する調査
科学技術振興対策特別委員会
一、当面の石炭対策樹立に関する調査
産業公害対策特別委員会
一、産業公害対策樹立に関する調査
物価等対策特別委員会
一、当面の物価等対策樹立に関する調査
公職選挙法改正に関する特別委員会
一、公職選挙法改正に関する調査
○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件 を議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。 本件は、ただいま報告いたしました各委員長要 求のとおり決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。 よって本件は、各委員長要求のとおり決しました。 た。
これにて散会いたします。

議員	議長	副議長	河野謙三君	大森久司君	源田実君
鬼木勝利君	原田立君	山高しげり君	熊谷太三郎君	川野三暁君	小林篤一君
瓜生清君	矢迫秀彦君	石本茂君	日高広為君	石井桂君	温水光君
中尾辰義君	高山恒雄君	植木光教君	柴田栄君	稻浦麗藏君	亀井雅孝君
北條萬八君	北條萬八君	田代富士男君	榎山俊雄君	鍋島直紹君	豊田雅孝君
中上川アキ君	多田謙吾君	森田タマ君	森田亨君	大谷賛雄君	大竹平八郎君
二木芳平君	二木芳平君	和田鶴一君	和田鶴一君	佐藤芳男君	鈴木万平君
小平芳平君	前田佳都男君	二宮文造君	二宮文造君	鍋島亨弘君	鍋島亨弘君
向井長年君	北條萬八君	向井長年君	向井長年君	田中茂穂君	大谷賛雄君
澤田一精君	中上川アキ君	澤田一精君	澤田一精君	井野碩哉君	井野碩哉君
野知浩之君	多田謙吾君	中村正雄君	中村正雄君	重政庸徳君	重政庸徳君
宮崎正義君	北條萬八君	五郎君	五郎君	平井太郎君	平井太郎君
吉江勝保君	前田佳都男君	伊藤正義君	伊藤正義君	杉原荒太君	杉原荒太君
林田正治君	北條萬八君	山本正義君	山本正義君	竹中恒夫君	竹中恒夫君
渋谷邦彦君	白木義一郎君	後藤義隆君	後藤義隆君	堀本宣美君	堀本宣美君
山田徹一君	白井勇君	山本利壽君	山本利壽君	玉置和郎君	玉置和郎君
和泉覺君	北條萬八君	内藤晉三郎君	内藤晉三郎君	任田新治君	任田新治君
草葉隆圓君	白木義一郎君	西村尚治君	西村尚治君	中村喜四郎君	中村喜四郎君
宮崎正雄君	寺尾豊君	高橋雄之助君	高橋雄之助君	長谷川仁君	長谷川仁君
園田清充君	寺尾豊君	木島義夫君	木島義夫君	栗原祐幸君	栗原祐幸君
山内一郎君	柳田桃太郎君	岸田幸雄君	岸田幸雄君	米田正文君	米田正文君
藤田正明君	西川甚五郎君	木島義夫君	木島義夫君	村上春藏君	村上春藏君
八田一朗君	山本茂一郎君	天坊裕彦君	天坊裕彦君	山本杉君	山本杉君
内田俊朗君	船田譲君	仲原善一君	仲原善一君	大谷藤之助君	大谷藤之助君
高橋文五郎君	平泉涉君	西田信一君	西田信一君	松野孝一君	松野孝一君
出席者は左のとおり。	午後十一時四十六分散会	春彦君	春彦君	津島文治君	津島文治君

源田実君	小林篤一君	温水光君	亀井雅孝君	大森久司君	熊谷太三郎君
森部隆輔君	斎藤昇君	西田信一君	塩見俊二君	新谷寅三郎君	新谷寅三郎君
春彦君	津島文治君	山本杉君	大谷藤之助君	大谷藤之助君	大谷藤之助君
新谷寅三郎君	西田信一君	松野孝一君	松野孝一君	源田実君	源田実君
新谷寅三郎君	津島文治君	山本杉君	大谷藤之助君	大谷藤之助君	大谷藤之助君

昭和四十年八月十一日 參議院會議錄第四号

松平	山下	春江君	勇雄君
郡	小林	武治君	衛君
高橋	前川	久忠君	且君
廣瀬	竹田	現照君	謙君
前川	木村美智男君	明君	吉武
高橋	小野	賢作君	惠市君
廣瀬	田村	賢作君	安井
前川	野々山	一三君	小山邦太郎君
高橋	谷口	慶吉君	青木
廣瀬	金丸	富夫君	一郎君
前川	林	虎雄君	吉武
高橋	赤間	哲夫君	市藏君
廣瀬	江藤	文三君	鈴木
前川	横川	鶴園	戩雄君
高橋	相澤	智君	戩雄君
廣瀬	木内	虎雄君	吉武
前川	永岡	重明君	市藏君
高橋	柳岡	三木與吉郎君	鈴木
廣瀬	上原	正市君	戩雄君
前川	木内	四郎君	戩雄君
高橋	永岡	秋夫君	吉武
廣瀬	柳岡	光治君	市藏君
前川	上原	正吉君	鈴木
高橋	木内	福藏君	戩雄君
廣瀬	中山	正吉君	吉武
前川	田中	一君	市藏君
高橋	北村	勝治君	鈴木
廣瀬	森	五郎君	戩雄君
前川	森	須藤	吉武
高橋	中村	波男君	市藏君
廣瀬	大橋	和孝君	鈴木

國務大臣

本伊三郎君	上	元君	吉田忠二郎君
本 賢一君			小林 武君
本 部 部			森中 守義君
秀男君			中村 順造君
甚助君			千葉千代世君
村 藤 藤			森 元治郎君
顕道君			大河原一次君
正君			秋山 長造君
矢 滝 滝			龟田 得治君
完君			大和 与一君
信一君			松澤 兼人君
酒井義男君			椿 繁夫君
楳 楳 楳			鈴木 寿君
幡治君			藤原 道子君
村 藤 藤			加藤シヅエ君
禧八郎君			野溝 勝君
宗司君			
田 田 田			
三七君			
生 生 生			
本治一郎君			

八月三日議長において、左のとおり議席を変更した。

九八
片山 武夫君
中沢伊登子君

國務大臣 藤山愛一郎君
國務大臣 松野 賴三君
國務大臣 安井 謙君

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

昭和四十年八月十一日 參議院会議録第四号

定額
一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(配送料共)

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地

大藏省印刷局
電話 東京 五六二四四一
代局